

商品概要説明書

財形住宅預金

(令和1年9月17日現在適用中)

商品名	財形住宅預金
販売対象	財産形成預金取扱契約先企業で契約時満55歳未満の勤労者の方1人につき1契約で、1金融機関に限ります。
期間	積立期間5年以上（年1回以上のお預け入れが必要となります。）ただし、5年未満でも要件を満たす目的での払い戻しはできます。
預入方法	給与または賞与からの天引きでお預け入れします。
預入金額	1回のお預入れ金額が3,000円以上1,000円単位です。
払戻方法	自己の居住する住宅取得費用および増改築費用等の支払いに充てる場合に限定されます。住宅の新築、購入および増改築の内容については、一定の条件があります。また、払い戻しには住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写し、売買契約書の写し等所定の書類が必要となります。
適用金利	お預け入れ時または継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
利息計算方法	付利単位を1円とした1年365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算です。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・財形年金預金と合わせて550万円を限度とし非課税にすることができます。 ・非課税限度額を超える場合、超過日以降の元本全額の利子について、20.315%（国税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%）の税金がかかります。 ・マル財の取扱いができます。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、または窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：古川信用組合（リスク統括課）】 0229-21-7666 受付日：月曜日～金曜日（当組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.furushin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

	<p>第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記古川信用組合リスク統括課または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・住宅取得等の目的以外の払い出しは原則としてできません。（目的外のお支払い出しでは、5年間にさかのぼって20.315%課税されます。）・1年間に1回以上の預け入れがない場合など、財形の要件を満たさない事態が発生した場合は課税扱いとなります。また、払い戻し要件以外の目的で払い戻すときは、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）